

沖縄県の緊急事態宣言延長を受けた宮古島市の対応について

まず、緊急事態宣言の延長にかかる発表の前に、1月下旬から感染者急増に伴い、宮古島市の危機的な医療体制救援のため、国や県、自衛隊、DMAT等各方面から派遣され尽力頂いている皆様に、敬意を表し深く感謝申し上げます。

また、先日報道のありましたコロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りし、ご遺族の方に心よりお悔やみ申し上げます。

さて、沖縄県は、1月19日に沖縄県緊急事態宣言を発出して以降、新規感染者数は減少傾向がみられるものの、療養状況や病床占有率についても依然として警戒レベル4段階の数値を示し、また、社会施設や医療機関でのクラスターが発生し、高齢者など、重症化リスクの高い層への感染が拡大していることから沖縄県緊急事態宣言を2月28日まで延長することを発表しました。

引き続き、県民・事業所・来訪者の皆様に生活や健康の維持の為に必要な場合を除いた外出自粛と、特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底、また緊急事態宣言が発出されている地域との不要不急の往来の自粛、県内離島への不要不急の往来の自粛等を要請しています。

また、県内全市町村の飲食店や遊興施設における営業時間の短縮要請期間を2月28日まで延長するとし、2月8日から2月28日までの21日間全期間要請に応じた店舗に84万円の協力金を支払うとしています。但し、県の緊急事態宣言の解除が前倒しになった場合は解除の日までとしています。

宮古島市においては、高齢者施設のクラスターや介護事業所等での集団感染等高齢者の感染が相次ぎ、医療状況は、県内外からの支援を受け、危機的な状況を脱しつつあるものの依然として逼迫した状況が続いています。

今回の県の緊急事態宣言を受け、宮古島市としては県の方針に準じながらも市内の厳しい医療状況に鑑み、施設の運営や催物等についても対応方針を

決定しましたので発表します。

まず、小・中学校についてですが、これについては、教育委員会が、子ども達の学びを保障するため、昨日、再開方針を発表しました。

しかし、感染者の療養受入れなど医療体制は逼迫していることから、学校以外については、緊急事態宣言中は、現在の取り組みを原則継続していきます。

但し、屋外の公園や施設については、人との接触や会話を控える、複数人での会食をしないことを条件に2月8日以降は解放します。

その他の施設や、行事等については別紙のとおりの方針となります。

宮古島の感染状況は市民や事業者の皆様の感染防止への協力と医療・介護従事者の皆様の懸命の努力のおかげで危機的な状況を脱しつつあるものの、予断を許さない状況となっています。

宮古島市においては、これから、旧正月や旧十六日祭等、親族等が集まる地域の行事が控えていますが、今年は特別のこととして、できる限りの少人数で、時間を制限するなど自粛を工夫し、感染拡大の場とならないような取組を強くお願いします。

日常生活においても、市民の皆様には、引き続き気を緩めることなく、マスクの着用、手指消毒、不要不急の外出の自粛と会食や会合の自粛等感染防止対策の継続実施をお願いします。

市内各事業所におかれましても、マスクの着用、手指消毒、三密を避けた取り組み、職員の健康管理等継続して徹底して頂きますよう宜しくお願いします。

また、感染した方や職場等に対し、誹謗中傷をすることなく感染した方の回復を支援し、市民一丸となってこの危機を乗り越えて下さいますよう心からお願いします。

最後に PCR 検査についてですが、市民から要望のある大規模な PCR 検査については、専門家や医療機関の意見も伺いましたが、医療体制が逼迫している現状では医療機関の負担等に配慮し、順序や効率的な実施を進めることとしております。

昨日、沖縄県は検査の拡充について、介護従事者や医療従事者の定期的な PCR 検査や空港の PCR 検査を開始し、さらに県民が安価で検査を受けられる

体制の整備等に取り組んでいくことを発表しています。県や市内医療機関とも調整しながら、県の PCR 検査補助に加え市独自の補助のあり方や感染状況に応じた検査方法、さらに準備が進められているコロナワクチン接種のスケジュール等も加味しながら今後、実施時期や方法等について検討していきます。